

I 平成6年サービス業基本調査の概要

1. 調査の目的

サービス業基本調査は、我が国におけるサービス業事業所の産業、従業者規模等の基本的構造並びに経済活動及び業務の実態を、全国及び地域別に明らかにすることにより、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的として、平成元年に第1回調査を実施し、今回は2回目の調査である。

2. 調査の法的根拠

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計（指定統計第117号）を作成するための調査として、サービス業基本調査規則（平成元年4月12日総理府令第20号）に基づいて実施した。

3. 調査の期日

平成6年11月1日現在で実施した。

なお、事業収入、経費等は、1年間（平成6年11月1日以前の1年間又は平成6年11月1日に最も近い決算期以前の1年間）について調査した。

4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成5年10月4日総務庁告示第60号）の「大分類L－サービス業」のうち、別表に掲げる「対象産業」に属する民営の事業所とした。

5. 調査の対象

「調査の範囲」に該当する産業の事業所のうち、「平成3年事業所統計調査」を抽出フレームとし、総務庁長官が定める次の方法により選定した民営の全国約35万事業所について調査した。

- (1) 従業者が100人以上の事業所は、すべての事業所
- (2) 従業者が10～99人の事業所は、約14万2千事業所の中から抽出率1/2で抽出した約7万5千事業所
- (3) 従業者が10人未満の事業所は、約20万8千基本調査区の中から抽出率1/7で抽出した約2万9千の基本調査区（以下「指定調査区」という。）内に所在するすべての事業所

なお、指定調査区内に所在する「平成3年事業所統計調査」（平成3年7月1日現在で実施）以降、「平成6年事業所名簿整備調査」（平成6年4月20日現在で実施）までの間に新設された事業所については、指定調査区内に所在するすべての事業所を調査した。

また、本調査の調査対象事業所のうち、通商産業省の「平成6年特定サービス産業実態調査」（平成6年11月1日現在で実施）の調査事業所と重複する約8千事業所については、調査票の配付を行わず、結果の集計に際し同調査の結果を利用した。

6. 調査事項

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 経営組織及び資本金額
- (4) 本所・支所の別
- (5) 開設時期
- (6) 開設形態
- (7) 従業者数
- (8) 事業収入金額及び経費等
 - ア 事業収入金額
 - イ 経常経費総額
 - ウ 紙与支給総額
 - エ 設備投資額
 - オ 事業の種類及び収入割合
 - カ サービスの提供先別割合
- (9) 営業時間
- (10) 定休日
- (11) 業務の忙しい曜日・月

7. 調査の系統及び方法

調査は、総務府長官（統計局長）－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査事業所の系統により、調査員が調査事業所に調査票を配付し取集する方法で行った。

8. 集計及び結果の提供

集計は、総務府統計センターにおいて、電子計算機により行われた。

平成6年サービス業基本調査結果の報告書は、次のとおり刊行される。

(1) 第1巻 全国編

(2) 第2巻 地域編 その1 (北海道～三重県)

(3) 第2巻 地域編 その1 (滋賀県～沖縄県)

(4) 解説編

なお、上記報告書に収録される結果表のほか、収録されない結果表については、総務府統計局においては全地域の結果を、各都道府県においては当該地域の結果を、一般の閲覧に供することとしている。

別 表

○サービス業基本調査の対象産業

大分類	L－サービス業
中分類	7 2－洗濯・理容・浴場業 7 3－駐車場業 7 4－その他の生活関連サービス業のうち
小分類	7 4 3－写真業 7 4 4－衣服裁縫修理業 7 4 5－物品預り業 7 4 6－火葬・墓地管理業 7 4 7－冠婚葬祭業 7 4 9－他に分類されない生活関連サービス業
	7 5－旅館、その他の宿泊所 7 6－娯楽業（映画・ビデオ制作業を除く） 7 7－自動車整備業 7 8－機械・家具等修理業（別掲を除く）【注3】 7 9－物品販賣業 8 0－映画・ビデオ制作業 8 1－放送業 8 2－情報サービス・調査業 8 3－広告業 8 4－専門サービス業（他に分類されないもの） 8 6－その他の事業サービス業 8 7－廃棄物処理業

【注1】「大分類L－サービス業」に該当する産業のうち、次に示す産業は調査の範囲から除外されている。

中分類 7 4－その他の生活関連サービス業のうち

小分類 7 4 1－家事サービス業（住込みのもの）

7 4 2－家事サービス業（住込みでないもの）

8 8－医療業のうち

小分類 8 8 1－病院 8 8 2－一般診療所, 8 8 3－歯科診療所

9 1－教育のうち

小分類 9 1 1－小学校, 9 1 2－中学校, 9 1 3－高等学校, 9 1 4－高等教育機関

9 1 5－特殊教育諸学校 9 1 6－幼稚園, 9 1 7－専修学校・各種学校

9 6－外国公務

【注2】平成6年調査においては、注1の他次に示す産業が調査の範囲から除外されている。

中分類 8 5－協同組合（他に分類されないもの）

8 8－医療業のうち

小分類 8 8 4－助産所, 8 8 5－療術業, 8 8 6－歯科技工所,

8 8 7－医療に附帯するサービス業（別掲を除く）【注4】

8 8 9－その他の医療業

8 9－保健衛生
9 0－社会保険、社会福祉
9 1－教育のうち
　　小分類 9 1 8－社会教育, 9 1 9－その他の教育施設
9 2－学術研究機関
9 3－宗教
9 4－政治・経済・文化団体
9 5－その他のサービス業

[注3] 機械、家具など他に分類されない他の修理を行う事業所をいう。

衣服裁縫修理業 (7 4 4)

自動車整備業 (7 7 1)

[注4] 主として臓器の登録、医療に係る検体検査など医療業に附帯するサービスを行う事業所をいう。

血液センター (2 0 6)

歯科技工所 (8 8 6)

II 用語の解説

○事業所

事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
 - (2) サービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。
- すなわち、事業所とは、一般に商店、営業所、事務所などと呼ばれるものである。

○従業者

平成6年1月1日現在、当該事業所に所属している人をいう。

なお、当該事業所が賃金・給与（現物給与を含む。）を支給していない人（派遣元から給与を受取っている派遣社員等）は、従業者数には含めない。

○事業収入額

年間（平成6年1月1日以前の1年間又は平成6年1月に最も近い決算期以前の1年間）の当該事業所における全事業からの総収入額（「経常経費額」及び「給与支給額」を差し引く前の事業上の収入額。消費税額を含む。）をいう。

ただし、預金、有価証券などから生じた利子・配当収入、土地や建物などを売却して得た収入、借入金などの事業外の収入額を除く。

○経常経費

事業を営むために必要な物品の仕入れに要した費用及び租税公課、水道光熱費、旅費交通費、通信費、地代・家賃・その他の賃借料、広告宣伝費、修繕費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、接待交際費など、事業に要した費用の総額（ただし、給与支給額を除く。）をいう。

○給与支給額

事業所の従業者のうち「有給役員」、「雇用者」に支払った税込み（所得税、社会保険料など）の賃金・給与の総額をいう。

○事業支出額

経常経費と給与支給額を合わせた額をいう。

○設備投資額

耐用年数1年以上で取得価格が20万円以上の建物及び設備の購入に要した費用の総額をいう。

ただし、土地の購入費や土地の改良整備費などは除く。

○事業の種類

本調査で用いる産業分類は、原則として「日本標準産業分類」の小分類項目によっているが、一部の小分類項目については、それを更に分割した細分類を用いている。